

改正

平成二〇年 八月二九日規則第七八号

令和 七年 三月二八日規則第四七号

さいたま緑の森博物館管理規則をここに公布する。

さいたま緑の森博物館管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、さいたま緑の森博物館条例（平成十七年埼玉県条例第二十六号。以下「条例」という。）第二十三条の規定に基づき、さいたま緑の森博物館（以下「博物館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用等の許可手続)

第二条 条例第五条第一項の規定による利用の許可を受けようとする者は、その利用を開始しようとする日前三月以内に様式第一号の許可申請書を知事（条例第十三条第一項に規定する指定管理者に博物館の管理に関する業務を行わせる場合にあつては、指定管理者。次項及び次条において同じ。）に提出しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が必要があると認めるときは、当該利用の許可を受けようとする者は、同項に規定する期間の開始する日前に許可申請書を提出することができる。

3 条例第五条第一項の規定による利用又は変更の許可は、様式第二号の許可書を交付して行うものとする。

(特別の設備等の承認)

第三条 条例第五条第一項の規定による利用の許可を受けた者が当該許可に係る施設等に特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第四条 条例第十四条第一項の規定による申請は、知事が指定する期限までに様式第三号の指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出することにより行わなければならない。

一 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

二 知事が指定する事業年度の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

- 三 知事が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- 四 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 五 条例第十三条第二項に規定する指定管理業務の実施に関する計画を記載した書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(利用料金の承認申請)

第五条 指定管理者は、条例第十九条第二項の規定により利用料金について知事の承認を受けようとするときは、様式第四号の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

(利用料金の納期限)

第六条 条例第二十条第一項の利用料金の納期限は、知事の承認を得て、指定管理者が定める。

(利用料金の減免申請)

第七条 指定管理者は、条例第二十一条の規定により利用料金の減額又は免除について知事の承認を受けようとするときは、様式第五号の利用料金減額（免除）承認申請書を知事に提出しなければならない。

(利用料金の返還)

第八条 条例第二十二条第三号に規定する規則で定める日は、利用を開始しようとする日前三十日とする。

- 2 条例第二十二条第三号の規定による利用の許可の取消しの申出は、その旨を記載した書面により、第二条第三項に規定する許可書を添えて指定管理者に行わなければならない。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年八月二十九日規則第七十八号）

この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（令和七年三月二十八日規則第四十七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前のさいたま緑の森博物館管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。